日本医学会分科会 理事長·会長 殿

日本医学会長 門田 守人

医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び 臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の施行について(周知依頼)

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます. さて、令和4年9月30日付にて、厚生労働省医薬・生活衛生局長ならびに大臣官房医薬 産業振興・医療情報審議官より、別添の通り、周知依頼がありましたので、貴会の会員各 位に周知の程よろしくお願いします.

関連 URL は以下のとおりです.

https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000996039.pdf

なお,詳細は,厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生局医薬品審査管理課 [担当:鎌田氏,電話:03-5253-1111(内2736)] にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます.

本件の担当 日本医学会事務局 髙橋 Tel 03·3946·2121(内 4260) Fax 03·3942·6517